

富士見市 下水道ストックマネジメント計画

富士見市建設部下水道課

策定 令和元年 12 月

①ストックマネジメント実施の基本方針

富士見市は荒川右岸流域関連公共下水道として、下水の処理を行っており、平成 30 年度末時点でのストックは、管路施設（汚水・雨水）372km、マンホールポンプ場 28 箇所、雨水ポンプ場 1 箇所であり、次に示す基本方針で保全を行う。

【状態監視保全】 … 機能発揮上、重要な施設であり、調査により劣化状況の把握が可能である施設を対象とする。

※状態監視保全とは、「施設・設備の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う管理方法」をいう。

【時間計画保全】 … 機能発揮上、重要な施設であるが、劣化状況の把握が困難な施設を対象とする。

※時間計画保全とは、「施設・設備の特性に応じて予め定めた周期（目標耐用年数等）により対策を行う管理方法」をいう。

【事後保全】 … 機能上、特に重要でない施設を対象とする。

※事後保全とは、「施設・設備の異状の兆候（機能低下等）や故障の発生後に対策を行う管理方法」をいう。

備考）ストックマネジメントの実施に当たっての、施設管理区分の設定方針を記載する。

②施設の管理区分の設定

1) 状態監視保全施設

【管路施設】

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・管渠（自然流下管） ・マンホール本体 ・マンホールふた 	点検：40年に1度 （施設の重要度等に応じて） 調査：点検で異常が発見された場合	管渠：緊急度Ⅰで改築を実施 マンホール本体：健全度Ⅳ以上で改築を実施 マンホールふた：健全度Ⅰで改築を実施	一般環境下
<ul style="list-style-type: none"> ・管渠（自然流下管） ・マンホール本体 ・マンホールふた 	点検：5年に1度 調査：点検で異常が発見された場合	管渠：緊急度Ⅰで改築を実施 マンホール本体：健全度Ⅳ以上で改築を実施 マンホールふた：健全度Ⅰで改築を実施	腐食環境下

【ポンプ場施設】

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
雨水ポンプ設備	8～10年に1度	診断結果が健全度Ⅱ以下で改築実施	分解調査
躯体	25年に1度	診断結果が健全度Ⅱ以下で改築実施	目視調査・コア採取・はつり調査
建具(外部)	10年に1度	診断結果が健全度Ⅱ以下で改築実施	目視調査
機械設備（状態監視）	10～20年に1度	診断結果が健全度Ⅱ以下で改築実施	分解点検調査

2) 時間計画保全施設

【管路施設】

施設名称	目標耐用年数	備考
管きよ	標準耐用年数×1.5	圧送管

【ポンプ場施設】

施設名称	目標耐用年数	備考
電気計装設備	標準耐用年数×1.5	
消火災害防止設備	標準耐用年数×1.5	
屋根防水設備	標準耐用年数×1.5	

備考) 施設名称を「下水道施設の改築について（平成 28 年 4 月 1 日 国水下事第 109 号 下水道事業課長通知）」の別表に基づき記載する場合にあっては、大分類、中分類、小分類のいずれかで記載してもよい。

3) 主要な施設の管理区分を事後保全とする場合の理由

【管渠施設】

… 該当なし

【雨水ポンプ施設】

… 該当なし

③改築実施計画

1) 計画期間

令和 2 年度 ～ 令和 6 年度

2) 個別施設の改築計画

【管路施設】

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理区・排水区・の名称	合流・汚水・雨水の別	対象施設	布設年度	供用年数	対象箇所(箇所)	概算費用(百万円)	備考
—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	
合計						0	

【ポンプ場施設】

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
ポンプ場等の名称	合流・汚水・雨水の別	対象施設	設置年度	供用年数	施設能力	費用(百万円)	備考
別所雨水ポンプ場	雨水	雨水ポンプ設備	1995	24	51m ³ /min×2	235	
別所雨水ポンプ場	雨水	自家発電設備	1995	24	—	562	
別所雨水ポンプ場	雨水	負荷設備	1995	24	—	38	
合計						835	

(基準年度：2019年度)

備考 1) 改築を実施する施設のうち、② 1)において状態監視保全施設もしくは時間計画保全施設に分類したものを記載する。

備考 2) 対象施設には、改築を行う部位、設備名称を記載する。記載にあたっては、「下水道施設の改築について(平成 28 年 4 月 1 日 下水道事業課長通知)」別表の中分類もしくは小分類を参考とする。

備考 3) 「下水道施設の改築について(平成 28 年 4 月 1 日 下水道事業課長通知)」別表に定める年数を経過していない施設については、備考欄において、同通知に定める「特殊な環境により機能維持が困難となった場合等」の内容について、以下の該当する番号及び概要を記載する。

①塩害など避けられない自然条件あるいは著しい腐食の発生など計画段階では想定しえない特殊な環境条件により機能維持が困難となった場合

- ②施設の運転に必要なハード、ソフト機器の製造が中止されるなど、施設維持に支障をきたす場合
- ③省エネ機器の導入等により維持管理費の軽減が見込まれるなど、ライフサイクルコストの観点から改築することが経済的である場合及び地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に規定する「地方公共団体実行計画」、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)に規定する中長期的な計画等、地球温暖化対策に係る計画に位置付けられた場合
- ④標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度な処理方法により放流水質を向上させる場合
- ⑤浸水に対する安全度を向上させる場合
- ⑥下水道施設の耐震化を行う場合
- ⑦合流式下水道を改善する場合

備考4) 改築事業の実施にあたっては、別途、詳細設計等において、効率的な手法等を検討すること。

④ストックマネジメントの導入によるコスト縮減効果

概ねのコスト縮減額	試算の対象時期
約 388 百万円 / 年	100 年

備考) 標準耐用年数で全てを改築した場合と比較して、「②施設の管理区分の設定」に基づき健全度・緊急度等や目標耐用年数を基本として改築を実施した場合のコスト縮減額を記載する。